

○ 総則 新旧対照表（一重下線部分[]が変更箇所。）

変 更 案	現 行
<p>周波数割当計画</p> <p>第1 総則</p> <p>1 この計画において法第 26 条第 2 項第 1 号に規定する無線局の行う無線通信の態様は、無線通信規則<u>第 1 条</u>に規定される次の無線業務により表示する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前号において、(※)を付した無線業務は、地上無線業務であることを示す。また、前号中の無線局等の用語の定義は、無線通信規則<u>第 1 条</u>に規定によるところに従うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>周波数割当計画</p> <p>第1 総則</p> <p>1 この計画において法第 26 条第 2 項第 1 号に規定する無線局の行う無線通信の態様は、無線通信規則<u>第 S1 条</u>に規定される次の無線業務により表示する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前号において、(※)を付した無線業務は、地上無線業務であることを示す。また、前号中の無線局等の用語の定義は、無線通信規則<u>第 S1 条</u>に規定によるところに従うものとする。</p> <p>(略)</p>